

アルゼンチンの資本取引規制

2021年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Tavarone, Rovelli, Salim & Miani に委託し、2021年3月までに入手した情報に基づき作成したものです。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび Tavarone, Rovelli, Salim & Miani は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

1. アルゼンチンの為替制度の変遷.....	1
2. アルゼンチンの為替レート.....	2
3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件.....	4
4. 輸出に係る規制.....	5
(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務.....	5
(2) 外貨の決済期限の延長.....	5
(3) 輸出代金の決済が未達となる場合.....	5
(4) 輸出により生じる外貨の決済方法の通知義務.....	5
(5) 前金および船積み前金融の外貨決済義務.....	6
(6) 前金および船積み前金融の返済に使用可能な外貨.....	6
(7) サービスの輸出.....	6
5. 商品の輸出取引に関する外貨の追跡システム (SECOEXPO).....	7
6. 輸入に係る規制.....	9
(1) 通関手続きが完了した輸入.....	9
(2) 通関手続きが完了していない輸入.....	9
(3) ぜいたく品の輸入.....	10
(4) サービスの輸入.....	10
7. 外国からの金融債務.....	11
8. 居住者間の債務.....	12
9. 非居住者による外貨購入.....	13
10. 居住者による外貨建ての資産形成.....	14
11. クレジットカードおよびデビットカード.....	15
12. 外国へ送金.....	16
13. 外国への配当金および利益の送金.....	17
14. 外国直接投資の引き上げ.....	18
15. 優良スワップ取引 (CCL)	19
16. 非金融無形資産の譲渡・デリバティブ取引.....	20
17. 為替取引の事前通知・対外資産・負債調査システム.....	21
18. 為替取引の違反行為への罰則.....	22
19. 資本取引規制に関する Q&A.....	23

1. アルゼンチンの為替制度の変遷

1989年12月、アルゼンチンは変動相場制を採用した。その後、1991年3月27日には法律第23928号「米ドル兌換法」が公布され、4月1日より通貨の交換比率を1ペソ=1米ドルに固定する兌換制度を導入した。兌換制度の導入により、あらゆる自然人の要求に対して1ペソ=1ドルで通貨を交換することを保証するとともに、マネタリーベース（流通現金と市中銀行が中央銀行に預ける当座預金）と同等以上の外貨、金および外貨建て国債による外貨準備高（市場価格換算）を維持することが条件付けられた。

1999年以降、政府債務の増加と経済情勢の悪化を受けてデフォルト懸念が高まると、中銀は2001年12月21日に国内銀行の業務を停止。2002年1月7日に法律第25561号「公的緊急法」が公布され、社会、経済、行政、金融、為替に関する緊急事態が宣言されると、10年以上続いたペソと米ドルの兌換制度を廃止し、中銀がマネタリーベースと同等以上の外貨準備高を維持する規定も削除された。そして、為替制度を構築し、為替市場を規制する権限を行政府に与えた。1月9日には一時的な二重為替制度を導入し、貿易代金の決済には1ペソ=1米ドル、その他の取引には変動相場制を適用した。そして1月11日には国内銀行の業務停止を解除した。

公的緊急法の公布を受け、2002年2月8日に政令第260/2002号が公布され、中銀が定める要件と規則に基づき、すべての為替取引を対象とした単一の為替市場を設けること、為替取引は自由に合意された為替レートで行うことが定められ、2月11日から変動相場制へ移行した。

しかし、ネストル・キルチネルおよびクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル政権下の2002年から2015年にかけては厳しい為替規制が導入された。その結果、公式の為替レートである公定レートと非公式の並行レートが併存する状態となった。

外貨の取得や外貨送金の厳しい規制は、2015年12月に発足したマウリシオ・マクリ政権の政策により2016年初頭に解除され、公定レートと並行レートは一本化された。しかし、2018年に入ると米長期金利の上昇、トルコ危機を契機に資本が流出し、ペソの下落と外貨準備高の減少に歯止めをかける目的で2019年9月1日に再び資本規制が導入された。外貨購入、海外送金、貿易取引決済などが制限され、事前許可申請を義務付けた。また、2019年12月23日には法律第27541号「社会連帯・生産性回復法」が公布され、居住者に対しては、外国からのサービスの購入、外国でのデビットカード、クレジットカード利用に30%の課税を開始。為替レートは公定レートと並行レートの乖離幅が再び拡大している。資本規制の導入により、為替取引違反への処罰を規定する法律第19359号「為替取引に関する刑事罰法」が再び意味を持つことになった。

2. アルゼンチンの為替レートの状況

アルゼンチンには、公式の為替レートである公定レートと非公式の並行レートと呼ばれる為替レートのほか、複数の為替レートが存在する（以下は、米ドルの場合。）

公定レート (Dólar Oficial) :

- 小売りレート (Dólar Minorista)
銀行やその他の金融機関が公表する為替レートで、金融機関が顧客との取引に適用する。
- 卸売りレート (Dólar Mayorista) ・ インターバンクレート (Dólar Interbancario)
中銀と金融機関との取引に適用する為替レート。公定レートの中では取引規模が最も大きい。中銀は「管理フロート」と呼ばれる介入を行うことで為替レートを動かし、外貨準備高を確保するためのドル買いを行う。
- 貯蓄レート (Dólar Ahorro) ・ 連帯レート (Dólar Solidario)
自然人が貯金を目的に米ドルを購入する場合に適用される小売りの為替レートである。自然人は、1 カ月につき最大 200 米ドルの購入が可能だが所得税および個人資産税にあたる 35% の課税に加えて、2019 年 12 月 23 日に公布された社会連帯・生産性回復法 (法律第 27541 号) による包括連帯税 (Impuesto PAIS) 30% が課税される。そのため、65% の税率が適用された状態の為替レートとなっている。

並行レート : ブルーレート (Dólar “Blue”)

ブルーレートは、非公式の為替取引に適用されるいわば闇取引の為替レートである。自然人同士の為替取引は法律上認められていないほか、為替取引には中銀認可を受けた両替商が介入しなければならないため、ブルーレートでの取引は違法であり、為替取引違反への処罰を規定する法律第 19359 号による処罰の対象となる。ブルーの名称の由来は様々で、英語の Blue (グレー、暗い) の意や、偽札判定用のチェックマーカーが青色のことなどから「ブルー」と呼んでいるとも言われている。

優良スワップレート (CCL : Dólar contado con liquidación)

「CCL」または「コンタド・コン・リキ」は、アルゼンチンの株式市場においてペソで取引可能な有価証券 (主に国債) を購入し、その後、その債券を国外において米ドルで売却することから算出される為替レートである。取引自体は債券の売買だが、為替市場を通すことなく外貨を獲得することができる。

米ドルで売却可能な有価証券は国内、国外で売却することが可能だが、国外で売却され、国外の銀行口座にドルで入金する場合に適用される為替レートを優良スワップレート、または「ブルーチップ・スワップレート」と呼ぶ。これは合法的な取引である。

株取引レート (Dólar Bolsa) または MEP レート (Dólar MEP)

前項の取引のうち、ドルで売却可能な有価証券を国内で売却する場合に適用される為替レートを株取引レートまたは MEP レートと呼ぶ。MEP とは Medio Electrónico de Pago (電子決済手段) の略で、中銀が取り入れている即時グロス決済 (RTGS) システムである。

3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件

資本取引規制の関連制度

- 法律第 19359 号（為替取引の違反行為への処罰を規定）
- 政令第 260/2002 号（変動相場制の導入）
- 必要緊急政令第 609/2019 号（輸出代金のペソへの交換義務）
- アルゼンチン中央銀行通達、中銀・貿易と為替に関する通達集
- アルゼンチン証券取引委員会 (CNV) の各種決議
- 中銀による資本規制に関する非公式な回答

外貨購入のための一般条件

2020 年 5 月 28 日付中銀通達「A」7030 号およびその改正に基づき、外貨購入のための一般条件が以下のとおり定められた。

- 2021 年 3 月 18 日付中銀通達「A」7239 号は、同措置を 2021 年 6 月 30 日まで延長した。
- 国内の為替市場において外貨を購入する日および過去 90 日間に優良スワップ (CCL) 取引を行っていないこと。
- 外国に 10 万米ドル以上の引き出し可能な預金を保有していないこと。（一部例外あり）
- 国内に保有する全ての外貨を銀行などの金融機関の口座に預けていること。
- 2020 年 5 月 28 日以降に資産を取得、預金を増やす、第三者に融資を行った場合、外国で受け取った以下の資金が引き出し可能になった日から原則 5 営業日以内に国内の為替市場において決済しなければならない。
 - a) 第三者への貸付金の利子
 - b) 定期預金による入金
 - c) 資産などの売却による入金

4. 輸出に係る規制

中銀の「貿易と為替に関する通達集」の第7項に基づく輸出取引の代金に係る規制：

(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務

「貿易と為替に関する通達集」の第7.1項

- 輸出取引による代金は、国内の為替市場でペソに交換し口座に入金しなければならない（以下、国内の為替市場で外貨をペソに交換することを「外貨を決済する」と表す）。
- 国内での外貨決済には期日が設けられており、取引の種類と商品のHSコードによって船積日から15、30、60、120、180、365日と設定されている。
- いずれの場合でも、輸出代金が支払われてから5営業日以内に外貨を決済しなければならない。
- 2019年9月2日以前の輸出で輸出代金が未入金の場合は、入金日より5営業日以内に外貨を決済しなければならない。

(2) 外貨の決済期限の延長

「貿易と為替に関する通達集」の第7.5項

次の場合、輸出代金の外貨決済期限の延長が可能。

- 仕向け地における輸入代金決済に要する期間が、輸出代金に係る外貨決済の期限よりも長い場合。
- 輸出に先立ち、外貨で融資（船積み前金融）を受けている場合、外貨決済期限を融資の満期日まで延長することができる。
- 輸入者が輸出者の関連企業であり、一定の条件を満たした場合。（取引先が輸出者の支配下にある関連企業で、輸出品目が関税分類26類の場合など）

(3) 輸出代金の決済が未達となる場合

「貿易と為替に関する通達集」の第7.6項

輸入者による代金の未払い、遅延の理由が次に該当する場合、輸出許可に対して輸出代金が未入金の状態として記録されるが、輸入者による未払いが解消した際、支払いが履行されてから5営業日以内に外貨を決済しなければならない。

- 仕向け地における為替規制などにより輸入者の支払いが遅延。
- 取引先である輸入者の倒産（関連企業の場合は対象外）
- 輸入者、支払い義務者による支払いの延滞（関連企業の場合は対象外）

(4) 輸出により生じる外貨の決済方法の通知義務

「貿易と為替に関する通達集」の第7.2項

輸出取引は「輸出取引に関する外貨の追跡システム（SECOEXPO）」に登録される。輸出代金の外貨決済は商業銀行を通じて行うが、その際、輸出者は SECOEXPO に登録した以下の輸出代金の決済方法のいずれかを商業銀行に通知しなければならない。

- ① 輸出後、輸出代金による外貨決済
- ② 輸出者の自己資金による決済（決済義務を履行するために輸出者が海外に保有する口座から振り出す外貨）
- ③ （ファクタリングサービスなど）決済代行業者を介した決済
- ④ 現地通貨建て決済システム（SML）を通じた決済※

※SML は、アルゼンチンとブラジル、ウルグアイの間の貿易代金の決済に使用可能な決済の仕組み。輸出者の所在国の通貨による貿易代金の決済を可能としている。

(5) 前金および船積み前金融の外貨決済義務

「貿易と為替に関する通達集」の第 7.1 項

輸入者から受けた輸出代金の前金、国内外の金融機関等から外貨で受けた船積み前金融は、為替市場において外貨を決済しなければならない。

- 外国から前金および船積み前金融を受けた場合は、入金から 5 営業日以内に外貨を決済しなければならない。
- 国内から外貨で船積み前金融を受けた場合は、入金時に外貨を決済しなければならない。

(6) 前金および船積み前金融の返済に使用可能な外貨

「貿易と為替に関する通達集」の第 7.3 項

前金および船積み前金融の返済には次の外貨を充てることができる。

「商品輸出の前金およびその他融資の追跡制度」への登録も必要。

- 輸出取引で回収した外貨。
- 新たな船積み前金融によって得た外貨。

(7) サービスの輸出

「貿易と為替に関する通達集」の第 2.2 項

- 居住者から非居住者へのサービス提供の対価として支払われる外貨は、国内または国外で支払いがあった時点から 5 営業日以内に国内の為替市場でペソに交換しなければならない。

5. 商品の輸出取引に関する外貨の追跡システム (SECOEXPO)

中銀は、2019年9月2日以降の商品輸出を対象に関連する為替取引をモニタリングしている。国防、治安、外交に関する輸出や商品サンプルなどの輸出はモニタリングの対象外だが、それでも輸出者が輸出の対価の支払いを受ける場合は、これらも外貨の決済義務の対象となる。

追跡を行う機関の指定：

輸出者は、追跡を担当する金融機関（銀行）を指定しなければならない。追跡を行う機関の指定は、輸出者が公共歳入連邦管理庁（AFIP）に対して輸出を申告する際に行う。

追跡の対象と例外：

追跡の対象外の物品もあるが、輸出代金の入金があった場合は外貨決済が必要。

対象：すべての商品輸出

例外：国防、治安、船用品、外交関係貨物、商品サンプル、販促物、個人使用の品物、誤出荷に伴う補充品、救援・援助物資、税関決議 121/1993 号が規定する携行品など、臓器提供など。

追跡対象が商品輸出に係る為替取引の要件を満たしていると認められる要件：

輸出申告額と外貨決済の金額が一致しなくても為替取引の要件を満たしているとみなされる要件は次のとおり。

- 貿易条件 EXW、FCA、FAS の取引であるため、FOB 建ての輸出申告額と取引金額が一致しない。
- 輸出代金の決済に際して銀行業務や慣習に基づき外国の中継銀行に銀行手数料を差し引かれた。
- 輸出の対価を生むことのない商品の輸出。一時輸入した貨物の輸出で、輸出の対価がない。
- （商品に欠陥があるなどの諸事情で）商品が返送された。
- 出荷後、仕向け地に到着するまでに商品が減耗した、品質条件を満たさない商品が含まれていた等の理由により取引先と合意した条件を満たすことができず、輸出の対価が減額された。
- 取引先への引渡し前に商品が破損したため保険により貨物の代金が補償された。
- 輸出に関連して外国で提供されるサービスにより輸出代金の割引や支出が生じた。
- 仕向け地における慣習により商品の流通に関連して船積日の時点では予見できない費用が発生した。

- 輸出者の責により商品の引き渡しが遅延し罰金が発生した。
- 仕向け地において輸出者に課税されたものを輸入者が立て替え、輸出代金から差し引かれた等。

6. 輸入に係る規制

(1) 通関手続きが完了した輸入

「貿易と為替に関する通達集」の第 10 項

- 商品が内国貨物となった時点で輸入とみなす。輸出者への支払いは、輸出者との合意に基づく支払期日に行わなければならない。
- 支払期日以前の輸入代金の支払い（前払い）は中銀の承認が必要。ただし、中銀は 2021 年 3 月現在、代金の前払いを原則として承認していない。

(2) 通関手続きが完了していない輸入

「貿易と為替に関する通達集」の第 10.4 項

前払い：

- 資本財の場合は、前払いのための外貨を入手してから 270 日以内、その他の商品の場合は 90 日以内に 輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。
- 輸出者が輸入者の関連企業※である場合や輸入通関に時間を要する場合は、金融機関は中銀の事前承認を求めなければならない。

※信用リスクの対象に関する通達集第 1.2.2 項に「関係」が定義づけられている。例えば本店と支店の関係。

一覧払い：

一覧払のための外貨を入手してから 90 日以内に輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。

中銀通達「A」7030（第 2 条）※中銀通達「A」7079、7094、7193、7239 により改正

一部の例外を除いて、輸入代金決済用の外貨の入手には、前払い、後払い に関わらず中銀の事前承認が必要である。

例外：中銀の事前承認が必要とされない例：

- 2020 年 1 月 1 日以降に実行された輸入代金の支払い。
- 2020 年 7 月 1 日以降に船積みされた貨物あるいはそれ以前に船積みされ、7 月 1 日までに陸揚げされなかった貨物に係る輸入代金を後払い、一覧払いする場合。
- 上記以外の 100 万米ドルを超えない取引。
- 通関手続きが完了していない新型コロナウイルス感染症の検査キットの輸入代金の支払いなど。

(3) ぜいたく品の輸入

中銀通達「A」7201

中銀通達「A」7201の別添I、IIに記載の品目の輸入決済のための外貨を為替市場で取得するには中銀の事前承認が必要。ただし、2021年1月7日以降に船積みされた以下に該当するものは中銀の承認は不要とされている。ただし、以下の期間が経過した後に輸入代金決済用外貨の入手が保証されているわけではないため、実質的にはぜいたく品の輸入が困難となっている。

通関日から90日後に外貨取得を許可：

ミネラルウォーター、大型冷蔵庫、食洗機、電子レンジ、電気オーブン、携帯電話端末、田植え機やコンバイン、噴霧機などの農業機械など。

通関日から365日後に外貨取得を許可：

FOB価格が3万5,000米ドル以上の自動車やオートバイ、FOB価格が100万米ドル以上のジェット機、プレジャーボート、1リットル当たりのFOB価格が50米ドル以上のシャンパン、ウイスキー、スピリッツ、その他の蒸留酒、FOB価格が500米ドル以上の時計、キャビア、真珠、ダイヤモンドなどの宝石など。

(4) サービスの輸入

「貿易と為替に関する通達集」の第3.2項

- サービスの輸入への対価の支払いのために外貨を取得するには中銀の事前承認が必要。
- 居住者が居住者の関連企業(非居住者)※から受けたサービスの対価の支払いには、次のとおり中銀の事前承認が不要となる例外がある。

例外：

非居住者が居住者に提供するサービスの対価を国内で回収する現地代理人、中銀の事前承認を必要としない範囲で観光、旅行用のクレジットカードを発行する事業者などが例外。

※信用リスクの対象に関する通達集第1.2.2項に「関係」が定義づけられている。例えば本店と支店の関係。

7. 外国からの金融債務

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.5 項

海外からの債務の入金：

海外からの借り入れによる入金は、国内の為替市場において外貨決済することが義務付けられている。

海外への債務返済のための外貨購入の条件：

海外からの債務の入金と外貨の決済を証明すること。

海外からの債務が「対外資産・負債調査システム」に登録されていること。

債務の繰り上げ返済：

債務の繰り上げ返済は新たな債務により得た資金で行うべきで、新たな債務の返済期間は繰り上げ返済する債務より長くなければならない。

債務の借り換え：

債務は債務の借り換えにより返済可能だが、新たな債務の返済期間は元の債務より長くなければならない。

グループ企業間の債務（中銀通達「A」7030）：

グループ企業からの借入金元本の返済はできない。ただし、2020年10月2日以降に入金、国内の為替市場で外貨決済された借入金で、債務の平均残存期間が最低でも2年間の場合には例外とする。

借入金の利息の支払いは可能だが、特定の条件を満たすことが条件。

債務の借り換え計画の提出義務（中銀通達「A」7106）：

2020年10月15日から2021年3月31日までの間に満期を迎える債務の60%は債務の借り換えを行うことを義務付け、借り換えによる新たな債務の平均残存期間を最低でも2年間とする。

8. 居住者間の債務

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.6 項

基本的な規則：

- 居住者間の債務の支払いを目的とした外貨の取得は、一部の例外を除いて禁止されている。

例外：

- 2019 年 8 月 30 日以前の居住者間の債務で、支払期日を公的記録・契約確認できるもの。
- 国内の金融機関による外貨建て融資の返済。
- クレジットカードによる外貨建て消費。
- 外貨建ての債務証券の発行により国内の為替市場で外貨決済された債務の外貨による返済。

債務の借り換え：

- 2019 年 8 月 30 日以前に居住者間で発生した外貨建て債務を借り換えるために新たな外貨建て債券を発行することを認める。

外貨建て債務のペソでの返済：

法定通貨による債務の返済（民法・商法第 765 条）：

民法・商法第 765 条によると、「居住者間の債務において外貨により債務を返済することが合意されていた場合でも、債務者は公定レートで外貨建て債務と同等の法定通貨を返済することができる」としている。

このため同条項に基づき、外貨取得が困難となっている現状ではペソでの返済を求める債務者が増加している。

9, 非居住者による外貨購入

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.12 項

基本的な規則：

- 外貨の購入:観光目的の場合のみ、最大 100ドルまでの外貨の購入が可能。金融機関は、過去 90 日間に両替を希望する金額以上の外貨の売却実績の有無を確認しなければならない。外国からの旅行者は、入国時に売却した外貨の金額を超えて、出国時に外貨を購入することはできない。
- 外貨の売却:特に制限はない。

外貨購入制限の例外：

- 輸出金融を手掛ける公的・国際機関（輸出信用機関など）。
- 大使館、領事館、外交官・領事館関係者が任務のために必要な外貨の購入。
- アルゼンチンが加盟する国際条約・協定により設置された裁判所、事務局、委員会、機関が任務のために必要な外貨の購入。
- 国家社会保障機構（ANSES）による年金・恩給の受給者への外国送金目的の外貨購入。上限は 1 カ月分の年金・恩給。
- 法律第 24043 号、第 24411 号、第 25914 号および関係規則に基づく特別給付金を受ける自然人の外国の銀行口座への送金。

10. 居住者による外貨建ての資産形成

自然人：

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.8 項

- 貯蓄ドルまたは連帯ドルで 1 カ月当たり最大 200 米ドルまで両替可能。クレジットカードで支払う外貨建ての消費も 200 米ドルの枠に含まれる。

要件：

- 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券の取引をしないこと。
- 前月の外貨購入額が規定額を超えていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム（ATP）、緊急家庭収入（IFE）などの受益者ではないこと。
- 過去 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券を売却していないこと。

法人：

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.10 項

- すべての場合で 中銀の事前承認が必要。

11. クレジットカードおよびデビットカード

(アルゼンチン国内で発行されたもの)

「貿易と為替に関する通達集」の第 4.1 項

外国での米ドルの引き出し：

- デビットカード：外貨定期預金からの引き出しは可能。1 日当たりの引き出し限度額（デビットカードにより限度額は異なる）を遵守しなければならない。
- クレジットカード：キャッシング 1 回当たりの上限は 50 米ドル。

外国でのデビットカード、クレジットカードによる米ドルでの買い物または消費：

外国での外貨でのデビットカード、クレジットカードによる消費額に上限はない。ただし、次の場合には、カード発行会社は、外国への外貨の支払いのための中銀の事前承認が必要。

- カジノゲームやギャンブルなどへの参加。
- 決済代行会社の口座への振込。
- 外国に所在する投資管理会社の口座への振込。
- 外国での為替取引。
- 暗号通貨の購入。

12. 外国へ送金

「貿易と為替に関する通達集」の第4.2項

自然人による送金：

- 自然人による国内の個人の外貨預金口座から外国の自身の銀行口座への外貨の送金は可能である。
- 外国の個人の証券口座への外貨の送金は認められない。
- 外国の第三者のいかなる口座への外貨の送金は認められない。

法人による送金：

- すべての場合で中銀の事前承認が必要。

13. 外国への配当金および利益の送金

「貿易と為替に関する通達集」の第3.4項

配当金および利益は、以下の条件に基づき中銀の事前承認を受けることなくの外国へ送金が可能。

- 監査済みの財務諸表に基づく配当金、利益であること。
- 外国に送金する金額が会社の株主総会で承認された金額を上回らないこと。
- 外国に送金する金額が、2020年1月17日以降に為替市場でペソに交換された外国直接投資額の30%を超えないこと。
- 最後に行った投資を為替市場において外貨決済して30日以上が経過していること。
- 収益還元を裏付ける文書を金融機関に提出すること。この文書がない場合は、手続き開始から365日以内に対応する法的要件に従って計算された出資金に対する収益還元の決定を商業登記所（Registro Público Comercial:RCP）に登録すること。
- 金融機関は、外国に送金する金額を「対外資産・負債調査システム」に事前登録すること。

14. 外国直接投資の引き上げ

中銀通達「A」7123号

以下の条件に該当する場合は、中銀の事前承認を得ることなく非居住者による直接投資の引き上げを目的に為替市場にアクセスできる。それ以外は中銀の事前承認が必要となる。ただし、外貨不足により事前承認を得ることが困難な可能性もある。

- アルゼンチンの金融機関の支配株主ではない企業への直接投資の引き上げであること。
- 2020年10月2日以降に行われた直接投資の引き上げであること。
- 直接投資から2年が経過していること。

15. 優良スワップ取引 (CCL)

アルゼンチン証券取引委員会 (CNV) 関連規則

- 優良スワップ取引は、両替と同様の効果がある合法的な有価証券の取引である。
- ある通貨で取引可能な有価証券を購入し、その後、別の通貨でその証券を売却する方法である。

取引の種類：

- CCL「アウト (Salida)」：ペソで取引可能な有価証券を購入し、外国において米ドルで売却すること。
- CCL「イン (Ingreso)」：米ドルで取引可能な有価証券を購入し、国内においてペソで売却すること。

取引要件：

- 過去 90 日間に為替市場にアクセスしていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム (ATP)、緊急家庭収入 (IFE) などの受益者ではないこと。
- 有価証券の売買を同時に行うことはできない。1～3 日のパーキング期間 (待期期間) が設定される。

16. 非金融無形資産の譲渡・デリバティブ取引

「貿易と為替に関する通達集」の第 2.3 項

非金融無形資産の定義：

- サッカー選手の移籍、鉱物資源の探査・採掘のライセンス、商業航空権、電波ライセンス、商標、トレードマーク、ロゴ、インターネットドメインなど。不動産は含まれず、居住者から非居住者へ売却するものを指す。

規則：

- 非金融無形資産の売却により居住者が取得する外貨は、為替市場において決済しなければならない。

決済期日：

- 入金日より 5 営業日以内。

デリバティブ取引「貿易と為替に関する通達集」の第 4.4 項

デリバティブ取引の規則：

- 全てのデリバティブ取引には中銀の事前承認が必要。
- 為替取引の認可を受けた金融機関経由の先物取引、先渡取引、オプション取引、その他のデリバティブ取引の清算は、次の例外を除いて現地通貨で行う。

例外：

- 対外的な債務の金利のヘッジ。
- デリバティブ取引による受け取り、証拠金は、受け取りから 5 営業日以内に外貨決済しなければならない。

17. 為替取引の事前通知・対外資産・負債調査システム

「貿易と為替に関する通達集」の第 3.13 項

- 金融機関は、1 日当たり 5 万ドル以上の外貨の購入を行う場合には、2 営業日前に、連続 3 営業日の取引を中銀に通知しなければならない。（例：金曜に通知するのは、次週の水・木・金曜の取引）
- 顧客は、金融機関が前項の条件を満たすために、金融機関に取引内容について事前に通知しなければならない。

対外資産・負債調査システム：

中銀通達「A」6401 号

中銀は、アルゼンチン居住者が次に掲げる情報を記録する「対外資産・負債調査システム」を設けている。

- 四半期末時点の対外負債、またはその四半期中にペソに交換された対外負債。
- 年末時点の対外資産および対外負債の残高が 5,000 万米ドル相当以上の居住者は、中銀に毎年報告しなければならない。合わせて四半期毎の報告の再確認または修正も可能。自然人、法人とも報告対象。
- 四半期毎の報告は、四半期の最終日から 45 日以内に提出しなければならない。年次報告は、年度の最終日から 180 日以内に提出しなければならない。

18. 為替取引の違反行為への罰則

法律第 19359 号

為替取引に関する刑事罰法（法律第 19359 号）は、為替取引関連の規則・規制への違反行為に対し、以下の刑事罰が科され得るとしている。ただし、現状では禁固刑が科された事案はない模様。しかし、法人のみならず自然人に対して罰金刑が科されているため、法律事務所などからは注意が呼びかけられている。

対象者：

- 法人
- 自然人：違反行為に関わった法人の取締役、法定代理人、代表者、管理職、管財人、または監視委員会のメンバー。

罰則：

- 1 回目の違反：取引額の 10 倍を上限とする罰金
- 1 回目の再犯
 - ・ 取引金額の 3 倍～10 倍の罰金（過去の判例では 3 倍以上の罰金が科された実績はない）
 - ・ 1 年間から 4 年間の禁固
- 2 回目の再犯
 - ・ 取引額の 10 倍を上限とする罰金
 - ・ 1 年から 8 年までの禁固（前科がない場合）
- 為替取引または仲介取引の免許の停止または取り消し。
- 輸入業者、輸出業者、両替業者、または為替取引業者としての資格の喪失

時効：

- 刑事罰の一般的規定（刑法第 62 条）：2 年（処罰が罰金刑の場合）
- 法律第 19359 号：6 年（罰金刑にとどまらない）

※刑法と為替取引の刑事罰法の時効は異なる。

19. 資本取引規制に関する Q&A

Q: アルゼンチンの輸入者より「支払期日から 365 日以上経過した輸入代金の支払いは承認されない」と言われた。そのとおりなのか。

A: アルゼンチンの輸入者の言うとおりの。しかし、そのような公式な規定は存在しない。それにもかかわらず中銀が商業銀行に対して制限しているのが実情。このような「明文化されていない規制」は、アルゼンチンの資本規制では一般的である。その上中銀は、規則や命令により明文化されていない事柄を電話により非公式に承認、禁止することが度々ある。

Q: アルゼンチンの法人が外国に銀行口座を開設すること、利用することを禁じているか。

A: アルゼンチンの法人による外国での銀行口座開設は制限されていない。しかし、外国の預金の使用には制限がある。例えば、外国の銀行口座に第三国から入金したお金が輸出代金だった場合は、これをアルゼンチンに送金し、国内の為替市場でペソに交換しなければならない。外国の預金を自由に使えるかどうかは、その預金がどのような取引に由来するお金なのかによる。一方、アルゼンチンの自然人、法人ともに、外国に銀行口座を開設することは、外国の規制にもよるが、一般的には難しいと考えられている。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200050>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-4690
E-mail：ORB-latin@jetro.go.jp